

○和歌山市立市民温水プール条例

昭和59年7月19日

条例第21号

(設置)

第1条 本市は、市民の体力増進及びスポーツ振興を図るため、市民温水プール（以下「温水プール」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 温水プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山市立市民温水プール	和歌山市土入318番地の1

(休館日)

第2条の2 温水プールの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用時間)

第2条の3 温水プールの使用時間は、10時から20時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(専用使用の期間)

第2条の4 温水プールは、引き続き7日を超えて専用使用（温水プールの全てのコースについて独占的な使用をすることをいう。以下同じ。）をすることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを延長することができる。

(使用の許可)

第3条 温水プールを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

(1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物又は附属設備若しくは備品（以下「建物等」という。）を損傷し、又は滅失するおそ

れがあるとき。

(3) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第4条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、個人使用（温水プールの使用のうち、専用使用以外のものをいう。第3項において同じ。）をする者にあつては別表第1に、専用使用をする者にあつては別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、個人使用をする者の利便を図るため、個人使用を11回することができる回数券を発行し、その額は別表第1の基本料金の欄に掲げる額の10倍に相当する額とする。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第3条第3項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

(入場等の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1) 保護者の同行しない6歳未満の者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 建物等を損傷し、又は滅失するおそれがある者

(4) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第9条 温水プールにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれがある行為をすること。

(2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。

- (3) 建物等を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (4) 許可を受けないで広告類を掲示し、又はまき散らすこと。
- (5) 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。
- (6) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙すること。
- (7) 許可を受けないで寄附を募り、又は物品を販売し、若しくは提供すること。
- (8) その他管理上支障がある行為をすること。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、温水プールの使用を終了したとき又は第7条の規定により使用の許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第11条 何人も、建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 温水プールの管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

- (1) 温水プールの使用の許可その他温水プールの管理運営に関する業務
- (2) 温水プールの維持管理に関する業務

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和59. 10. 27施行、規則60)

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民温水プール条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月26日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民温水プール条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月26日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民温水プール条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 2 7 日）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民温水プール条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 7 日）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 1 0 月 5 日）

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民温水プール条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条の 2 第 2 項に規定する指定管理者の指定その他これに係る必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第 1 4 条の規定の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に受けている専用使用許可は、改正後の条例第 3 条の規定により受けた使用許可とみなす。

附 則（平成 2 1 年 3 月 2 6 日）

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 2 3 日）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 3 月 2 4 日）

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民温水プール条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 8 この条例の施行の際現に附則第 2 項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会がした処分その他の行為は、附則第 2 項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長がした処分その他の行為とみなす。

- 9 この条例の施行の際現に附則第2項から第7項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の手続は、附則第2項から第7項までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長に対してされた申請その他の手続とみなす。

附 則（平成31年3月22日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立市民温水プール条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月22日）

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

期間	使用者	基本料金	超過料金
		1人1回につき2時間まで	1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）増すごとに
7月1日から9月30日まで	大人	400円	200円
	小人	180円	90円
10月1日から翌年の6月30日まで	大人	650円	320円
	小人	350円	170円

備考 この表において「大人」とは16歳以上の者をいい、「小人」とは16歳未満の者をいう。

別表第2（第4条関係）

期間	午前（10時から12時まで）	午後（12時から17時まで）	夜間（17時から20時まで）	午前午後（10時から17時まで）	午後夜間（17時から20時まで）	全日（10時から20時まで）
7月1日から9月30日まで	12,770円	32,250円	27,880円	45,020円	60,130円	72,900円
10月1日から翌年の6月30日まで	25,800円	64,520円	55,880円	90,320円	120,400円	146,200円